

物 品 売 買 契 約 書

物 品 名	バーチャルスライドスキャナ 一式
規 格	仕様書のとおり
数 量 / 単 位	一 式
契 約 金 額	金●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税 金●●●●円）
納 入 期 限	令和8年3月15日
納 入 場 所 等	納入場所：地方独立行政法人市立大津市民病院 方法：売払人により搬入
契 約 保 証 金	免 除
履行遅滞による 延 滞 金	売払人は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じて、遅延数量に相当する契約金額につき年2.5%の割合をもって計算した額を持って延滞金として買受人に支払うものとする。日数計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。買受人は、延滞金のあるときは、これを契約金額及び契約保証金から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。
検査及び引渡し	買受人は、売払人から物品を納入した旨の通知を受けた日から10日以内に当該物品の検査を遅滞なく行うものとし、検査に合格した物品について、その引渡しを受けるものとする。
契約金額の支払	買受人は、検査に合格した物品の引渡しを受けた後、売払人の発行する適法な支払請求書を受領した日から60日以内に契約金額を支払うものとする。
危 険 負 担	引渡し前に買受人及び売払人の責に帰することができない理由により生じた損害については、売払人の負担とする。ただし、売払人が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかったと認められるときは、買受人においても相当の損害を負担するものとする。
契約不適合責任	本物品は、本契約の内容・目的に適合する、通常有すべき性能・品質であることを要するものとし、本物品の引渡し後に本物品が本契約の内容・目的に適合しないことが発見されたときは、買受人は、売払人に対して、本契約の解除、損害賠償の請求、代金減額請求又は追完請求（修補請求、代物請求もしくは不足分引渡請求のうち買受人が指定する方法によるものとする。）をすることができるものとする。
そ の 他	
1 売払人は、この契約に関する権利義務を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。 2 上記事項を変更又は追補する必要があるときは、買受人、売払人協議の上行う。	

本物品の買入れについては、上記各事項のほか地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程に定められた条項を遵守し、及び別添に記載する契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項に合意することを条件としてこの売買契約を結び、契約の証として本書2通(保証人のある場合は3通)を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号
買受人 地方独立行政法人 市立大津市民病院
理事長 河内 明宏

売出人

仕様

調達物品	バーチャルスライドスキャナ 一式	
仕様及び内訳		
メーカー名	品名	数量
浜松ホニクス	NanoZoomer S20 SET4	1
	NDP.toolkit画像編集ソフトウェア U10909	1
	NAS 据置型 36TB A17372-01	1
● 売買契約締結後、納品までの間にメーカー開発等による性能向上及び機能付加のある機種が発売された場合は、設置条件等に変更が生じない限り速やかにその情報を当院へ提供し、協議すること。 ● 落札から納入までの間に調達物品の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上、最新の仕様にて引き渡すこと。		
● 納入に係る経費は売払人の負担とする。 (搬入・設置・据付・配線・二次側工事・院内既存情報システム等との連携設定・調整等、調達物品の当院での稼動・運用開始までに係る費用) ● 機器搬入にあたっては、必要時はその搬入経路の壁床等に養生・補強等を施すこと。また、別途当院から指示がある場合は、その指示の通りとすること。 ● 納入に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合は、速やかに当院に報告し自己の責任において原状復帰又は清掃を行うこと。		
【調達物品の納入に際し据付工事等が必要である場合】		
● 詳細設置図面等が必要な場合は、当院と連携を密にし、機器設置（導入）に係る必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。 ● 据付工事が必要な機器は、据付工事ができる期間が決定し次第、当院と協議の上、納入日を決定する。その際、事前に工事工程表を提出し、当院の承認を得るものとする。又、別途指示のあった場合は、その指示に従うこと。 ● 機器据付時および機器移設時に壁貫通の周囲やその据付部と躯体との取り合いが生じる場合は、当院の指示のもと、病院設備に準じた仕上げとすること。 ● 据付作業・工事についてはメーカーの基準を満たす方法で行い、工事前後の写真を載せた作業完了報告書（任意様式）を納品書とともに提出すること。 ● 機器搬入及び据付工事等に必要とする院内での一般光熱水費についてのみ、原則として当院が負担する。		
【院内既存情報システム等との接続が必要な機器である場合】		
● 当院及び新旧情報システム側担当者と協議の上、詳細な打ち合わせを行うこと。		
● 納品を完了した時には、当院による検収を受けること。 ● 納入（検査合格）後1年以内の通常使用による故障及び障害に対しては、無償保証とする。 ● 無償保証の対象は調達物品の仕様・内訳を構成する全ての部品・部材とするが、印刷用紙やインク等の社会通念上明らかな「消耗品」であるものや当院側設備に該当するものは除く。 ● 無償保証期間中に生じたトラブルは十分把握し、期間終了前に完全な機能の状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告し、承諾を受けること。		

- 納入先：病理診断室（病理診断科・臨床検査部）
 - 契約締結後、直ちに納入先所属担当者へ受注連絡を行い、納入方法の調整を行うこと。
 - 調達物品の納期が判明次第、納入先所属担当者及び財務契約課へ報告すること。
 - 納入は納入先担当者とスケジュール（使用説明・教育訓練含む）等を協議の上、納入先所属の承認後に行うこと。
 - 納入に際し財務契約課より指示のある場合、作業連絡票（当院様式）を2営業日前までに提出すること。
 - 製造番号のあるものは納入3営業日前までに財務契約課へ報告し、納入時に備品シールを貼付（滅菌が必要な物品等を除く）すること。
 - 当院職員の立会いのもと、調達物品全体の正常動作を確実に確認すること。
 - 調達物品の納品検収後、当院職員に対して使用説明及び訓練を実施し、使用開始時にはその技術を習得できるよう十分な指導をすること。
 - 納入までに随時経過報告を行い、納入に必要な連絡及び調整等を怠らないこと。
-
- その他、当仕様書に記載のない事項については、適宜当院との協議に応じ、誠意を持って対応すること。

契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項

(契約の解除)

第1条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 履行の催告をしたにもかかわらずこの契約を履行しないとき、又はこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき。
- (3) 売払人（売払人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
キ 売払人が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、買受人が売払人に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、売払人がこれに従わなかったとき。

第2条 買受人は、この契約に関し、売払人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、売払人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (2) 売払人（売払人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第3条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を買受人の指定する期間内に買受人に支払わなければならない。ただし、売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第1条第1号又は第2号の規定によりこの契約が解除された場合においてその原因が売払人の責めに帰すべき事由によるとき、又は同条第3号の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 売払人がその債務の履行を拒否し、又は売払人の債務について履行不能となった場合
2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 売払人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - (2) 売払人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 売払人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(損害賠償責任)

第4条 売払人は、この契約の履行に関して買受人に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために買受人に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。この場合においても、売払人は、延滞金及び前条第1項の規定による違約金の支払を免れない。

2 売払人は、この契約の履行に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、買受人は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第5条 売払人は、この契約に関し、第2条各号のいずれかに該当するときは、買受人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を買受人の指定する期間内に買受人に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、買受人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、買受人がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。